

## 神奈川県沿岸漁業改善資金の基本的事項

### ○基金の名称

神奈川県沿岸漁業改善資金

### ○基金の額（平成 31 年 3 月 31 日現在）

造成総額 245,524 千円

うち国費相当額 162,176 千円

### ○基金事業等の概要

#### 1 事業の内容

沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年）に基づき、沿岸漁業者等の経営・操業状態の改善、漁労の安全確保、青年漁業者等の経営の基礎を形成するための資金を貸し付けるもの。

#### 2 資金種類

神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則 別表第 1（抜粋） 参照

### ○申請方法

資金の貸付を受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書に、必要な書類を添えて知事に提出する（神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則第 9 条）

### ○貸付決定

知事は、申請書の提出を受けたときは、資金を貸し付けることが相当であると認めるときは、貸付の決定を行う（神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則第 10 条）

### ○審査基準

神奈川県沿岸漁業改善資金制度運営要領第 2 参照

### ○審査体制

外部委員を含む神奈川県沿岸漁業改善資金運営協議会の意見を参考に、担当部局において審査

## 神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則（抜粋）

（資金の種類ごとの貸付金の限度）

第4条 前条第1項及び第2項の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者又は一促進事業者ごとの当該資金のそれぞれの種類ごとの限度額は、別表第1のとおりとする。

（貸付けの申請）

第9条 資金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 認定中小企業者にあつては、第3条第2項各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書（第1号様式の2）及び農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画
- (3) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第10条に規定する沿岸漁業改善資金助成法の特例（以下「農林漁業バイオ燃料法の特例」という。）を受ける場合にあつては、農林漁業バイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画
- (4) 促進事業者にあつては、第3条第2項各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書及び六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 前項の事業計画書は、次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によるものとする。

- (1) 経営等改善資金（新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金を除く。） 第2号様式
- (2) 新養殖技術導入資金 第3号様式
- (3) 資源管理型漁業推進資金 第3号様式の2
- (4) 環境対応型養殖業推進資金 第3号様式の3
- (5) 生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金 第4号様式
- (6) 婦人・高齢者活動資金 第4号様式の2
- (7) 研修教育資金 第5号様式
- (8) 高度経営技術習得資金 第5号様式の2
- (9) 漁業経営開始資金（一の区分された沿岸漁業部門の経営を新たに開始するのに必要な資金（以下「部門経営開始資金」という。）を除く。）
  - ア 漁船漁業を開始する場合 第6号様式
  - イ 養殖業を開始する場合 第6号様式の2
- (10) 漁業経営開始資金（部門経営開始資金に限る。）
  - ア 漁船漁業を開始する場合 第6号様式の3
  - イ 養殖業を開始する場合 第6号様式の4

(貸付けの決定)

第 10 条 知事は、前条第 1 項の規定により沿岸漁業改善資金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、資金を貸し付けることが相当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（第 7 号様式）を申請者に交付し、資金を貸付けをしないことを決定したときはその旨を申請者に通知する。

別表第1（第4条、第6条関係）

資金の種類	貸付けの内容	限度額	償還期間等
経営等改善資金	1 操船作業省力化機器等設置資金 1 自動操だ装置の設置費用 2 遠隔操縦装置の設置費用 3 サイドスラスターの設置費用 4 レーダーの設置費用 5 自動航跡記録装置の設置費用 6 GPS受信機の設置費用	500万円(自動操だ装置を設置する場合にあつては1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあつては1台につき50万円、サイドスラスターを設置する場合にあつては1台につき400万円、レーダーを設置する場合にあつては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあつては1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合にあつては1台につき130万円)	7年(1年以内の据置期間含む。)以内。ただし、農商工等連携促進法第14条第1項に規定する沿岸漁業改善資金助成法の特例(以下「農商工等連携促進法の特例」という。)又は六次産業化法第11条第1項に規定する沿岸漁業改善資金助成法の特例(以下「六次産業化法の特例」という。)を受ける場合にあつては9年(3年以内の据置期間を含む。)以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては9年(1年以内の据置期間を含む。)以内とする。

<p>2 漁ろう作業省力化機器等設置資金</p>	<p>1 動力式釣り機の設置費用  2 ラインホーラー等の揚縄機の設置費用  3 ネットホーラー等の揚網機の設置費用  4 巻取りウインチの設置費用  5 放電式集魚灯の設置費用  6 漁業用クレーンの設置費用  7 漁獲物等処理装置の設置費用  8 海水冷却装置の設置費用  9 海水殺菌装置の設置費用  10 漁業用ソナーの設置費用  11 カラー魚群探知機の設置費用  12 潮流計の設置費用</p>	<p>500万円(動力式釣り機を設置する場合にあつては1件につき500万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあつては1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあつては1台につき120万円、巻取りウインチを設置する場合にあつては1台につき500万円、放電式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては1台につき400万円、漁獲物等処理装置を設置する場合にあつては1台につき500万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては1台につき180万円、海水殺菌装置を設置する場合にあつては1台につき300万円、漁業用ソナーを設置する場合にあつては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては1台につき150万円、潮流計を設置する場合にあつては1台につき500万円)</p>	<p>7年(1年以内の据置期間を含む。)以内。ただし、農商工等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては9年(3年以内の据置期間を含む。)以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては9年(1年以内の据置期間を含む。)以内とする。</p>
<p>3 補機関等駆動機器等設置資金</p>	<p>1 補機関(動力取出装置付きの推進機関を含む。)の設置費用  2 油圧装置の設置費用</p>	<p>500万円(補機関(動力取出装置付きの推進機関を含む。)を設置する場合にあつては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にあつては1台につき500万円)</p>	<p>7年(1年以内の据置期間を含む。)以内。ただし、農商工等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては9年(3年以内の据置期間を含む。)以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては9年(1年以内の</p>

				据置期間を含む。) 以内とする。
4 燃料油消費節減機器等設置資金	<p>1 漁船用環境高度対応機関の設置費用</p> <p>2 定速装置の設置費用</p> <p>3 発光ダイオード式集魚灯の設置費用</p>	<p>2,500 万円 (漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては 1 台につき 2,400 万円、定速装置を設置する場合にあつては 1 台につき 120 万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては 1 セットにつき 1,300 万円)</p>	<p>7 年 (1 年以内の据置期間を含む。) 以内。ただし、農商工等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては 9 年 (3 年以内の据置期間を含む。) 以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては 9 年 (1 年以内の据置期間を含む。) 以内とする。</p>	
5 新養殖技術導入資金	<p>知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は知事が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用</p> <p>1 養殖施設の設置費用</p> <p>2 種苗の購入費用又は生産費用</p> <p>3 餌料の購入費用</p>	<p>個人又は会社にあつては 400 万円、団体にあつてはその団体を構成する個人 1 人につき 400 万円</p>	<p>4 年 (2 年以内の据置期間を含む。) 以内。ただし、農商工等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては 5 年 (3 年以内の据置期間を含む。) 以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては 5 年 (2 年以内の据置期間を含む。) 以内とする。</p>	
6 資源管理型漁業推進資金	<p>1 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置 (漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限</p>	<p>1,200 万円</p>	<p>10 年 (3 年以内の据置期間を含む。) 以内。ただし、農商工等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては 12 年 (5 年以内の据置期間を含む。) 以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては 12 年 (3 年以内の据置期間を含む。) 以内とする。</p>	

		<p>等)を実施するに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>2 1と併せて低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用</p> <p>(1) 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>(2) 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は</p>		
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		加工のための設備 (加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。)の設置費用		
7 環境対応型養殖業推進資金	<p>漁場の保全に関する取決めにに基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用</p> <p>1 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用</p> <p>2 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに</p>	2,000 万円 (持続的養殖生産確保法 (平成 11 年法律第 51 号) 第 5 条第 2 項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組によるもの以外にあつては、1,200 万円)	10 年 (3 年以内の据置期間を含む。)以内。ただし、農商工等連携促進法の特例又は六次産業化法の特例を受ける場合にあつては 12 年 (5 年以内の据置期間を含む。)以内、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては 12 年 (3 年以内の据置期間を含む。)以内とする。	



	<p>必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばつ気装置等の設置費用</p> <p>3 1 又は 2 に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用</p>		
8 乗組員安全機器等設置資金	<p>1 転落防止用手すりの設置費用</p> <p>2 安全カバー装置の設置費用</p> <p>3 揚網機安全装置の設置費用</p>	<p>150 万円(転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあつては 50 万円、揚網機安全装置を設置する場合にあつては 40 万円)</p>	<p>5 年(1 年以内の据置期間を含む。)以内</p>

9 救命消防 設備購入資 金	1 救命胴衣の 購入費用 2 消火器の購 入費用 3 イーパブの 購入費用 4 レーダート ランスポンダ の購入費用 5 小型漁船緊 急連絡装置の 購入費用	130 万円（救命胴衣又は消 火器を購入する場合にあつ ては 10 万円、イーパブを購 入する場合にあつては 60 万 円、レーダートランスポン ダを購入する場合にあつて は 65 万円、小型漁船緊急連 絡装置を購入する場合にあ つては 1 件につき 130 万円）	救命胴衣又は消火器を購入 する場合にあつては 2 年以内、 イーパブ、レーダートランスポ ンダ又は小型漁船緊急連絡装 置を購入する場合にあつては 5 年以内
10 漁船転覆 防止機器等 設置資金	1 漁獲物の横 移動防止装置 の設置費用 2 甲板下の魚 槽の設置費用	150 万円（漁獲物の横移動 防止装置を設置する場合に あつては 30 万円、甲板上の 魚槽を廃し、これに代えて 甲板下に魚槽を設置する場 合にあつては 100 万円）	5 年（1 年以内の据置期間を 含む。）以内
11 漁船衝突 防止機器等 購入等資金	1 レーダー反 射器の購入又 は設置費用 2 無線電話の 設置費用	120 万円（レーダー反射 器又は無線電話を購入し、 又は設置する場合におい て、それぞれにつき 40 万 円）	5 年以内
12 漁具損壊 防止機器等 購入資金	漁 具 の 標 識 （灯火付きブイ 及びレーダー反 射器付きブイ） の購入費用	個人にあつては 70 万円、 会社又は団体にあつては 130 万円	5 年以内
13 定置網等 洗浄機購入 資金	定置網等の付 着物を水中で洗 浄するための機 器の購入費用	125 万円	5 年（1 年以内の据置期間を 含む。）以内
1 生活合理 化設備資金	1 し尿浄化装 置又は改良便 槽の設置に必 要な資材の購 入費用	30 万円	3 年以内
	2 自家用給排	10 万円	2 年以内

生活改善資金		水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用		
		3 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	10万円	2年以内
	2 住居利用方式改善資金	1 居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用 2 炊事施設（炊事場、食事室等）の改造費用 3 衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の改造費用 4 家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用	150万円	7年以内
3 婦人・高齢者活動資金	1 機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用 2 1の機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資	沿岸漁業の従事者の組織する団体1につき80万円	3年以内	

		材費等)		
青年漁業者等養成確保資金	1 研修教育資金	知事が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用(旅費、教材費、授業料、視察費等)	国内研修を受ける場合にあつては1人につき180万円(研修期間1月につき15万円とし、研修期間は12月を最大とする。)、国外研修を受ける場合にあつては1人につき100万円	5年(1年以内の据置期間を含む。)以内
	2 高度経営技術習得資金	経営方法又は技術の習得で知事が定める基準に適合するものに必要な費用(パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置(制御用コンピュータ及び各種センサー類)及び関連機器(制御装置と直接連動する部分に限る。)の購入費用等)	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき150万円	5年以内
	3 漁業経営開始資金	知事が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用(漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、知事が別に	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円(漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとするものとして水産庁長官が定めるものにあつては5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては800万円)	10年(3年以内の据置期間を含む。)以内。ただし、農林漁業バイオ燃料法の特例を受ける場合にあつては12年(3年以内の据置期間を含む。)以内とする。

		定める費用を除く。)		
--	--	------------	--	--

備考 東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者に平成 23 年 3 月 11 日から令和 2 年 3 月 31 日までに貸し付けた経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金に係る償還期間及び据置期間については、この表の償還期間等の欄中「7年」とあるのは「10年」と、「1年」とあるのは「4年」と、「9年」とあるのは「12年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「4年」とあるのは「7年」と、「2年以内」とあるのは「5年以内」と、「5年」とあるのは「8年」と、「10年」とあるのは「13年」と、「12年」とあるのは「15年」とする。

別表第 2（第 12 条関係）

貸付けの条件	区分	証明書等
1 機器等が船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 6 条第 3 項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 65 条の 6 の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。	機器等が予備検査を受け、これに合格したものである場合	予備検査合格証明書（船舶安全法第 9 条第 3 項）
	準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合	準備検査成績通知書（船舶安全法施行規則第 65 条の 6 第 4 項）
2 船舶安全法第 5 条第 1 項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。	定期検査を受け、これに合格した場合	船舶検査証書（船舶安全法第 9 条第 1 項）又は船舶検査手帳（船舶安全法施行規則第 46 条）
	中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合	船舶検査手帳
3 機器等が船舶安全法第 6 条ノ 4 第 1 項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	検定合格証明書（船舶安全法第 9 条第 4 項）

神奈川県沿岸漁業改善資金制度運営要領（抜粋）

神奈川県沿岸漁業改善資金制度の運営については、神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年神奈川県規則第 84 号。以下「規則」という。）及び神奈川県沿岸漁業改善資金貸付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 貸付対象事業の基準等

1 経営等改善資金

(1) 操船作業省力化機器等設置資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

機器等	基 準
1 自動操だ装置	1 操だ装置は、電動装置又は油圧装置によつて駆動すること。 2 電子制御方式を備えること。
2 遠隔操縦装置	1 推進機関の回転速度の増減、クラッチの嵌脱、操だ等が機関室以外の場所において行える装置であること。 2 制御装置は電動装置又は油圧装置によつて駆動すること。
3 サイドスラスター	1 電動装置又は油圧装置によつて駆動すること。 2 腐食及び漁網等の絡みを防止する対策が施されたものであること。
4 レーダー	1 物標を 3 階調以上で表示するものであること。（ただし、低輝度表示方式のものを除く。） 2 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 4 条による免許を受けたものであること。
5 自動航跡記録装置	「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」（昭和 58 年 11 月 21 日付け 58 水海第 3583 号水産庁長官通知）（以下「適合型式名の通知について」という。）に基づく漁ろう情報プロッタ装置型式基準に適合すること。
6 GPS 受信機	「適合型式名の通知について」に基づく漁船用 GPS 受信機型式認定基準に適合すること。

(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

機器等	基 準
1 動力式釣り機	「適合型式名の通知について」に基づく自動釣り機型式認定基準に適合すること。

2	ラインホーラー等の揚縄機	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用投・揚縄装置型式認定基準に適合すること。
3	ネットホーラー等の揚網機	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用揚網機型式認定基準に適合すること。
4	巻取りウインチ	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用巻取りウインチ型式認定基準に適合すること。
5	放電式集魚灯	「適合型式名の通知について」に基づく集魚灯設備型式認定基準に適合すること。
6	漁業用クレーン	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用クレーン型式認定基準に適合すること。
7	漁獲物等処理装置	1 漁獲物等の水揚げ、運搬及び選別並びに市場、加工場等への出荷前の一次処理のための機器等であること。 2 漁獲物等の水揚げ作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化が図られるものであること。
8	海水冷却装置	「適合型式名の通知について」に基づく漁船用海水冷却装置型式認定基準に適合すること。
9	海水殺菌装置	1 漁獲物等への残留性及び悪影響がないこと 2 漁船に搭載する場合には、振動等による破損を防止するための対策が施されているものであること。
10	漁業用ソナー	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用ソナー型式認定基準に適合すること。
11	カラー魚群探知機	「適合型式名の通知について」に基づく魚群探知機型式認定基準に適合すること。
12	潮流計	「適合型式名の通知について」に基づく超音波式船速潮流計測装置型式認定基準に適合すること。

(3) 補機関等駆動機器等設置資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

機器等	基準	備考
1 補機関	1 冷態始動が可能であること。 2 調整装置は、75 パーセント負荷と無負荷の間で、整定回転数 105 パーセント以内に制御できること。	補機関には動力取出装置付きの推進機関を含む。 なお、この場合に中欄の基準に代え、 1 歯車減速機付きディーゼル機関であること。 2 動力取出装置には強固な外部軸受装置及びクラッチを備えることとする。
2 油圧装置	1 常用圧力の 1.5 倍を超え	

	<p>ない圧力でセットされた安全弁を有すること。</p> <p>2 油圧ポンプはディーゼル機関又は電動機により駆動され、振動等による悪影響のないよう緩衝装置を有すること。</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------	--

(4) 燃料油消費節減機器等設置資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

機器等	基準	備考
1 漁船用環境高度対応機関	<p>1 機関の本体が、社団法人海洋水産システム協会の漁船用環境高度対応機関型式認定基準に適合すること。</p> <p>ただし、ディーゼル船外機関においては、漁船用ディーゼル船外機関型式認定基準、ガソリン船外機関においては、環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準に適合すること。</p> <p>2 機関（ガソリン船外機関を除く。）は、燃料油の消費を節減するため機関の出力を制限できる燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置を取り付けたものであること。</p> <p>3 燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置は、「動力漁船の性能の基準の取扱いについて」（昭和48年12月17日付け48水海第4360号水</p>	<p>機関の本体のほか、プロペラ、プロペラシャフト及び付属品を含む。</p> <p>漁船用環境高度対応機関における中古品については、下記の条件を満たしたものに限る。なお、償還期間については、規則別表第1において定める漁船用環境高度対応機関の償還期間から、当該中古品の使用期間を減じた年数と、正規販売店の発行する稼動証明の年数のうち、いずれか短い年数とする。ただし、その年数に月単位の端数がある場合は切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 正規の販売店の取扱いに係るものであること</p> <p>(2) 償還期間中の稼動が見込まれるものであること（正規販売店の発行する、稼動見込期間の記載がある稼動証明が必要）</p> <p>(3) 貸付額が零細とならないこと</p> <p>(4) 中古品の利用が真に止むを得ないと判断されること</p>



2 定速装置	産庁長官通知)に基づく 小型機関制限装置機能基 準に適合したものである こと。 「漁業新技術開発事業の 型式認定事業における基準 適合型式名の通知について 」に基づく漁船用推進軸動 力利用装置型式認定基準に 適合すること。	
3 発光ダイ オード式集 魚灯	「適合型式認定について 」に基づく発光ダイオード 式集魚灯設備型式認定基準 に適合すること。	

(5) 新養殖技術導入資金

ア 規則第2条第5項第5号の「知事が定める基準」は、次のとおりとする。

- (ア) 当該水域への当該養殖技術の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。
- (イ) 当該水域において当該養殖技術の普及度が十分でなく、当該養殖技術の導入が展示的效果及び波及的效果を有するものであること。
- (ウ) 当該養殖技術に関する試験研究機関等における基礎研究又は応用研究の成果が明らかなること。
- (エ) 当該養殖技術の導入について、すでに現地適応のための実証試験が行われたものであること。

イ 規則第2条第5項第5号の「知事が定める種類に属する水産動植物の種類」は、次のとおりとする。

区 分	種 類
魚 類	あいご、あいなめ、あじ類、あなご、あまだい、あゆ、いさき、 いしだい、うなぎ、かさご類、かれい、きす、きゅうりうお類、こい類 さけ類、さより、すずき、てらびあ、どじょう、なまず、にべ、たい類 とらふぐ、はぎ類、はぜ、はたはた、はた類、はまふえふき、ひらめ、 ぶだい、べら、ペリやじ、ぼら、まぐろ、めじな
貝 類	あかがい、あさり、あわび、いがい、いたやがい類、かき、さざえ、 さるぼう、しじみ、真珠母貝、たにし、とこぶし、とりがい、ばい、 はまぐり、ほつきがい、みるくい
藻 類	あらめ、いぎす、くびれずた、こんぶ、のり、ひじき、ふのり、 ひとえぐさ、まつも、もずく、わかめ
甲殻類	いせえび、がざみ、くるまえび類、けがに、しゃこ、ずわいがに、 てながえび、ほつかいえび、もくずがに、ぬかえび
頭足類	いか、たこ

その他	いわむし、うに、えらこ、ごかい、すつぼん、なまこ、ほや
-----	-----------------------------

ウ 規則第2条第5項第5号の「知事が定める養殖技術」は、次のとおりとする。

- (ア) 沖合養殖技術
- (イ) 沈下式又は浮沈式のいけすによる養殖技術
- (ウ) 淡水魚の海水馴化<sup>じゆん</sup>に係る養殖技術
- (エ) 移動式のいけすを用いて行う小割り式養殖に係る養殖技術
- (オ) 養魚用水の循環利用による養殖技術
- (カ) 太陽熱及び廃熱を利用した省燃料化のための養殖技術
- (キ) 調餌廃液処理施設等を用いて汚濁防止を行う養殖に係る養殖技術

(6) 資源管理型漁業推進資金

規則第2条第5項第6号の「知事が定める基準」は、次のとおりとする。

ア 水産資源の適正な管理を目的として次に掲げるいずれかの取決めが締結され、かつ、当該取決めに基づき、資源管理措置を実施するものであること。

- (ア) 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条第1項の認定を受けた資源管理協定
- (イ) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条の2第1項の認可を受けた資源管理規程
- (ウ) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第14条第1項の認定を受けた協定
- (エ) (ア)から(ウ)までに準ずる取決め又は水産業振興総合対策事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通達）に規定する資源管理計画であつて、次に掲げる事項を定めたもの（以下「資源管理計画等」という。）であること。
  - a 資源管理の対象となる漁場並びに水産資源及び漁業の種類
  - b 水産資源の管理の方法
  - c 資源管理計画等の有効期間
  - d 資源管理計画等に違反した場合の措置
  - e その他必要な事項

イ 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が、展示的効果及び波及的効果を有するものであること。

ウ 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

(7) 環境対応型養殖業推進資金

規則第2条第5項第7号の「知事が定める基準」は、次のとおりとする。

ア 養殖漁場の環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を目的とし、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化するものとして次に掲げるいずれかの取組がされること。

- (ア) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第5条第2項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組
- (イ) (ア)に準ずる取組であつて、次に掲げる事項を定めた取決め（以下「漁場環境適正化管理協定」という。）に基づく取組
  - a 漁場環境適正化管理の対象となる漁場及び養殖魚種

- b 漁場環境適正化の管理の方法
- c 漁場環境適正化管理協定の有効期間
- d 漁場環境適正化管理協定に違反した場合の措置
- e その他必要な事項

イ 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方法の導入が展示的効果及び波及的効果を有するものであること。

ウ 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

(8) 乗組員安全機器等設置資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

機器等	基 準	備 考
1 転落防止用手すり	1 甲板室囲壁等に取り付けるストームレールの設置 2 室内に設けるストームレールの設置	ブルワークを含まない。
2 安全カバー装置	1 漁ろう機械、甲板機械の歯車等運動部の囲い及びおおい 2 駆動装置（操だ用を含む。）の運動部等通常の作業の際、接触するおそれのある部分の囲い及びおおい	
3 揚網機安全装置	揚網機に体を巻き込まれた際に、揚網機を緊急に停止させる装置及び巻き込まれた状態で揚網機を操作することができる装置を備えていること。	

(9) 救命消防設備購入資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ、同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

機器等	基 準
1 救命胴衣	船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条ノ4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること
2 消火器	。
3 イーパブ	上に同じ。
4 レーダートランスポンダ	上に同じ。 上に同じ。
5 小型漁船緊急連絡装置	緊急時に自動又は手動により船舶名及び発生位置

	等の情報（信号）が漁船に搭載された無線機を通じて海岸局側の無線機に発信されるものであること。
--	------------------------------------------------

(10) 漁船転覆防止機器等設置資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ、同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

機器等	基 準
1 漁獲物の横移動防止装置	1 小型漁船安全規則（昭和 49 年農林・運輸省令第 1 号）第 8 条の規定により、又は準用して、船の幅の 1/2 を超える幅の魚槽に設置する漁獲物の横移動防止装置 2 1 以外で船の幅の 1/2 を超えない幅の魚槽であつても、使用上、漁獲物の横移動防止のため、荷止板等を設置するもの 3 漁獲物を魚槽に収納する前、漁獲物を一時的に甲板上に置くための魚溜め
2 甲板下の魚槽	1 甲板上に設置する活魚槽に代えて、甲板下に活魚槽を設ける改造に限る。 2 甲板上に常設する魚槽に代えて、甲板下に魚槽を設置する改造に限る。

(11) 漁船衝突防止機器等購入等資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ、同表の中欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

機器等	基 準	備 考
1 レーダー反射器	有効反射面積 10 m <sup>2</sup> 以上であること	
2 無線電話	1 W 以上 5 W 以下の無線送受信装置	船舶局に限り、持運び式は含まない。

(12) 漁具損壊防止機器等購入資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

機器等	基 準
1 標識灯	漁具に取り付けるブイで、夜間視界が良好な場合において少なくとも 2 海里離れた所から視認できる灯火であること。
2 レーダー反射器付きブイ	有効反射面積 2 m <sup>2</sup> 以上のものであること。

(13) 定置網等洗浄機購入資金

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

機 器	基 準
定置網等洗浄機	1 c m <sup>2</sup> 当たり 200 kg以上の高圧水を毎分 15 l 以上噴射できること。

## 2 生活改善資金

### (1) 生活合理化設備資金

#### ア 貸付対象となるし尿浄化装置

この資金の貸付けの対象となるし尿浄化装置とは、し尿を長時間ばつ気方式によるし尿浄化槽に流し浄化するものであり、浄化槽は専用モーターを使用して、ばつ気槽内の汚水をかく拌し、好気性微生物の働きを活用することにより、吸収、同化、酸化を受けた液を沈澱分離し、上澄み液を消毒の上放流する構造を有するものとする。

#### イ 貸付対象となる改良便槽

この資金の貸付けの対象となる改良便槽は、くみ取り式の便槽で、貯りゆう槽とくみ取り槽とを組み合わせた構造であり、漏水しないよう完全な防水措置が施されたものとする。

#### ウ 貸付対象となる自家用給排水施設

この資金の貸付けの対象となる自家用給排水施設には、動力ポンプが含まれないので留意されたい。

### (2) 住居利用方式改善資金

この資金の貸付けの対象となる内容は、原則として既存の家屋内部の改造に限定され、次のように区分される。ただし、住居の利用改善上やむを得ず部分的に増築にわたる場合はこの限りでない。

区 分	内 容
1 居室改善	居室（居間、寝室、子供室、老人室等）に関連するもの
2 炊事施設改善	炊事施設（炊事場、食事場等）に関連するもの
3 衛生施設改善	衛生施設（浴室、便所、洗面所等）に関連するもの
4 家事室等改善	家事室等（家事室、更衣室、土間等）に関連するもの

### (3) 婦人・高齢者活動資金

この資金の貸付けの対象となる活動は、漁家の婦人又は高齢者が自らの知識、経験に応じて、共同して行う生産活動であつて、次の条件を満たしているものとする。

ア 地域の特性を生かした自主的な活動であること。

イ 漁家の婦人又は高齢者に生きがいを感じさせ、かつ、社会的役割を感じさせる活動であること。

## 3 青年漁業者等養成確保資金

### (1) 研修教育資金

ア 規則第2条第7項第1号の「知事が定める基準」は、次のとおりとする。

(ア) 原則として5日以上期間の国内研修であつて、沿岸漁業に関する教育・試験研究機関において当該機関の研修コースを受講する研修であること若しくは近代的な沿岸漁業を営んでいる漁家であつて県が推せんする沿岸漁家に滞在して受ける研修であること、又は小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水土等の沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受講するものであること。

(イ) 原則として30日を超える期間の国外研修であつて、次に掲げる外国の教育・研修機関において

又は当該外国の受入れ機関が推せんする近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受ける研修であること。

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| a アイスランド  | h 中国             |
| b アメリカ    | i デンマーク          |
| c イギリス    | j ニュージーランド       |
| d イタリア    | k ノルウェー          |
| e オーストラリア | l フィリピン          |
| f カナダ     | m ロシア            |
| g タイ      | n 水産庁長官と協議して定める国 |

イ 水産業改良普及組織の指導

(7) 借受者に対しては、研修前の指導を十分行うとともに、研修期間中は研修機関等と連携して、その指導に当たるものとする。

(i) 研修終了後は、就漁指導又は営漁指導を重点的に行い、漁業経営開始資金の貸付け等、必要に応じその資金援助についても配慮し、漁業者としての成長段階に応じた指導を行うものとする。

(2) 高度経営技術習得資金

規則第2条第7項第2号の「知事が定める基準」は、次のとおりとする。

ア 青年漁業者又はその組織する団体が情報関連機器又は制御装置等を導入し、当該青年漁業者が、当該情報関連機器を用いて各種経営情報の収集・活用、経営状況の把握・分析等を行う経営方法又は当該制御装置等を用いて漁具・施設の効率的な管理等を行う技術を習得するものであつて、経営能力の高度化に資するものであること。

イ 沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であること。

(3) 漁業経営開始資金

ア 規則第2条第7項第3号の「知事が定める基準」は、次のとおりとする。

(7) この資金の貸付けの対象となる沿岸漁業の経営は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- a 漁業外からの新規参入者その他の沿岸漁業経営の承継者でない者が新たに開始する経営
- b 沿岸漁業経営の承継者が開始する経営
- c 将来、沿岸漁業を承継すると見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するために新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営

(i) 当該青年漁業者又はその組織する団体の導入しようとする経営又は技術が、当該水域における沿岸漁業の振興上必要かつ適切なものであること。

(ii) 当該青年漁業者又はその組織する団体の開始する経営が漁業権漁業に係るものである場合には、漁業権の行使が可能であると見込まれること。

(e) (7)のa及びbの経営にあつては、経営の基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本経営方針が定められていること。

イ 規則別表第1青年漁業者等養成確保資金の項3漁業経営開始資金の「知事が別に定める費用」は次のとおりとする。

(7) アの (7)の bに該当するものであつて、漁船を承継するものの漁船の建造及び取得費用

(i) アの (7)の cに該当するものの漁船の建造及び取得費用

(v) 土地の購入費用

ウ 漁船の建造及び取得に係る資金の貸付けに関しては、当該漁船が船舶安全法第2条第1項の適用のある漁船であるときには、当該漁船が臨時検査等を受け、これに合格することを貸付けの条件とし、また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条第1項の適用のない漁船であつても動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）に適合していることを条件とする。

エ 帳簿の備付け及び継続記帳等の励行

この資金の借受者は、経営の収支を明らかにする帳簿の備付け及び帳簿の継続記帳を励行すること。

オ 水産業改良普及組織の指導

借受者に対し、経営の収支を明らかにする帳簿の記帳指導等、青年漁業者の成長段階に応じた指導を行うものとする。